

第2編 平素からの備えや予防

第1編 総論	第1章	市の責務、計画の位置づけ、構成等	
	第2章	国民保護措置に関する基本方針	
	第3章	関係機関の事務又は業務の大綱等	
	第4章	市の地域特性	
	第5章	市国民保護計画が対象とする事態	
第2編 平素からの備えや予防	第1章	組織・体制の整備等	22
	第2章	避難及び救援に関する平素からの備え	36
	第3章	避難行動要支援者支援に関する平素からの備え	39
	第4章	生活関連等施設の把握等	40
	第5章	物資及び資材の備蓄、整備	42
	第6章	国民保護に関する啓発	44
第3編 武力攻撃事態等への対処	第1章	初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	
	第2章	市対策本部の設置等	
	第3章	関係機関相互の連携	
	第4章	警報及び避難の指示等	
	第5章	救援	
	第6章	安否情報の収集・提供	
	第7章	武力攻撃災害への対処	
	第8章	被災情報の収集及び報告	
	第9章	保健衛生の確保その他の措置	
	第10章	国民生活の安定に関する措置	
	第11章	特殊標章等の交付及び管理	
第4編 復旧等	第1章	応急の復旧	
	第2章	武力攻撃災害の復旧	
	第3章	国民保護措置に要した費用の支弁等	
第5編 緊急対処事態への対処	第1章	対象とする緊急対処事態及びその対処	

第1章 組織・体制の整備等

第1 市における組織・体制の整備

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及び服務基準等の整備を図る必要があることから、以下のとおり、各部局の平素の業務、職員の参集基準等について定める。

1 市の各部局における平素の業務

市の各部局は、第3編第2章1の(3)で国民保護措置における各部の事務分担として示された事項を的確かつ迅速に実施するため、その準備に係る業務を行う。

2 市職員の参集基準等

(1) 職員の迅速な参集体制の整備

市は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員が迅速に参集できる体制を整備する。

(2) 24時間即応体制の確立

市は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、国民保護担当課と消防本部との連携を図りつつ消防本部の24時間体制を活用し、速やかに市長及び国民保護担当職員に連絡が取れる24時間即応可能な体制を確保する。

特に、最終責任者である市長へ迅速な連絡ができ、早急に市の組織を挙げて対応できる体制や、消防本部より住民への初動連絡ができる体制の整備を行う。

(3) 市の体制及び職員の参集基準等

市は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、下記の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。

その際、市長の行う判断を常時補佐できる体制の整備に努める。

【職員参集基準】

体 制	参 集 基 準
①担当課体制	原則として、国民保護担当課職員が参集するが、具体的な基準は、個別の事態の状況に応じその都度判断
②緊急事態連絡室体制	原則として、市国民保護対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断

③市国民保護対策本部体制	すべての市職員が本庁又は出先機関等に参集
--------------	----------------------

【事態の状況に応じた初動体制の確立】

事態の状況	体制の判断基準	体制	
事態認定前	市の全部局での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	①	
	市の全部局での対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）	②	
事態認定後	市国民保護対策本部設置の通知がない場合	市の全部局での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	①
		市の全部局での対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）	②
	市国民保護対策本部設置の通知を受けた場合	③	

(4) 幹部職員等への連絡手段の確保

市の幹部職員及び国民保護担当職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話を携帯し、電話・メール等による連絡手段を確保する。

(5) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応

市の幹部職員及び国民保護担当職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

なお、市対策本部長代替職員については、以下のとおりとする。

【市対策本部長の代替職員】

対策本部長	代替職員 (第1順位)	代替職員 (第2順位)	代替職員 (第3順位)	代替職員 (第4順位)
市長	副市長（経営戦略部担当）	危機管理監	消防長	経営戦略部長

(6) 職員の服務基準

市は、(3)①～③の体制ごとに、参集した職員の行うべき所掌事務を定める。

(7) 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、市国民保護対策本部（以下「市対策本部」という。）を設置した場合においてその機能が確保されるよう、以下の項目について定める。

- 交代要員の確保その他職員の配置
- 食料、燃料等の備蓄
- 自家発電設備の確保
- 仮眠設備等の確保

3 消防機関の体制

(1) 消防本部及び消防署における体制

消防本部及び消防署は、市と同様に、消防本部、消防署における初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定める。その際、市は、消防本部及び消防署における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における消防本部及び消防署との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。

(2) 消防団の充実強化・活性化の推進等

市は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、県と連携し、地域住民の消防団への加入促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、装備及び施設の整備支援等の取組を積極的に行い、消防団の充実強化・活性化を図る。

また、市は、県と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

さらに、市は、消防本部及び消防署における参集基準等を参考に、消防団員の参集基準を定める。

4 国民の権利利益の救済に係る手続等

(1) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設し、手続項目ごとに、以下のとおり担当課を定める。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

項目	救済内容	担当課
損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収用に関する事（法第81条第2項）	契約課
	特定物資の保管命令に関する事（法第81条第3項）	契約課
	土地等の使用に関する事（法第82条）	用地課
	応急公用負担に関する事（法第113条第1項・第5項）	危機管理課 消防本部
損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの (法第70条第1項・第3項、第80条第1項、第115条第1項、第123条第1項)	危機管理課 消防本部
不服申立てに関する事（法第6条、第175条）		当該課 総務課
訴訟に関する事（法第6条、第175条）		当該課 総務課

(2) 国民の権利利益に関する文書の保存

市は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、市文書管理規程等の定めるところにより、適切に保存する。また、国民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

市は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には、保存期間を延長する。

第2 関係機関との連携体制の整備

市は、国民保護措置を実施するに当たり、国、県、他の市町、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、以下のとおり、関係機関との連携体制整備のあり方について定める。

1 基本的考え方

(1) 防災のための連携体制の活用

市は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

(2) 関係機関の計画との整合性の確保

市は、国、県、他の市町、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との

整合性の確保を図る。

(3) 関係機関相互の意思疎通

市は、個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図り、人的なネットワークを構築する。この場合において、市国民保護協議会の部会を活用すること等により、関係機関の積極的な参加が得られるように留意する。

2 県との連携

(1) 県の連絡先の把握等

市は、緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署（担当部局名、所在地、電話（FAX）番号、メールアドレス等）について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、県と必要な連携を図る。

(2) 県との情報共有

市は、警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、県との間で緊密な情報の共有を図る。

(3) 市国民保護計画の県への協議

市は、県との国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置と市の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

(4) 県警察との連携

市長は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、県警察と必要な連携を図る。

3 近隣市町との連携

(1) 近隣市町との連携

市は、近隣市町の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近隣市町相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し締結されている市町間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近隣市町相互間の連携を図る。

(2) 消防機関の連携体制の整備

市は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、近隣市町の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うこと等により、消防機関相互の連携を図る。また、消防機関のNBC対応可能部隊数やNBC対応資機材

の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備を図る。

4 指定公共機関等との連携

(1) 指定公共機関等の連絡先の把握

市は、区域内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。

(2) 医療機関との連携

市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう、消防機関と連携し、災害拠点病院、救急救命センター、医師会等との連絡体制を確認するとともに、平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう、(公益財団法人)日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

(3) 関係機関との協定の締結等

市は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

また、市は、区域内の事業所における防災対策への取組に支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

【資料2-1：地域防災計画における関係機関との協定一覧】

5 ボランティア団体等に対する支援

(1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織及び自治会等のリーダー等に対する研修等を通じて国民保護措置の周知及び自主防災組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織等相互間、消防団及び市等との間の連携が図られるよう配慮する。また、国民保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織及び自治会等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実強化を図る。

(2) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

市は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

第3 通信の確保

市は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備等による通信の確保が重要であることから、以下のとおり、非常通信体制の整備等について定める。

□

(1) 非常通信体制の整備

市は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携に十分配慮する。

(2) 非常通信体制の確保

市は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実にを行うため、情報伝達ルート多重化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、自然災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努める。

第4 情報収集・提供等の体制整備

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 情報収集・提供のための体制の整備

市は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

(2) 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

施設 ・ 設備 面	・非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。
	・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。
	・無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。
	・被災現場の状況をヘリコプターテレビ電送システム等により収集し、県対策本部等に伝送する画像伝送無線システムの構築に努める。
	・武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。
運 用 面	・夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。
	・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定し、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。
	・通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うとともに、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。
	・無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。
	・電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。
	・担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、職員が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。
	・市民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、要配慮者等の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。

(3) 情報の共有

市は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティ等に留意しながらデータベース化等に努める。

2 警報等の伝達に必要な準備

(1) 警報の伝達体制の整備

市は、知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、民生委員・児童委員や社会福祉協議会、国際交流協会等と十分な協議の上で協力体制を構築するなど、要配慮者に対する伝達に配慮する。

なお、警報の内容は、国、県からの通知に基づき、テレビ、ラジオによる緊急放送が行われるが、市では、同報系防災行政無線、車両広報、ケーブルテレビ等を活用した伝達体制の整備を図る。

(2) 防災行政無線の整備

① デジタル化の推進等

市は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線のデジタル化の推進や可聴範囲の拡大を図る。

(3) 全国瞬時警報システム（J-ALERT）の整備

市は、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、住民に迅速かつ確実に伝達するため、全国瞬時警報システム（J-ALERT）を整備する。

(4) 県警察及び海上保安部との連携

市は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察との協力体制を構築する。また、必要に応じて海上保安部との協力体制を構築する。

(5) 国民保護に係るサイレンの住民への周知

国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付け消防運第17号国民保護運用室長通知）については、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

(6) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

市は、県から警報の内容の通知を受けたときに市長が迅速に警報の内容の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、病院、駅、大規模集客施設、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設について、県との役割分担も考慮して定める。

(7) 民間事業者からの協力の確保

市は、県と連携して、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動の実施が期待される民間事業者が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、各種の取組を推進する。

その際、先進的な事業者の取組をPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 安否情報の種類及び報告様式

市は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報（以下参照）に関して、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手續その他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）第1条に規定する様式第1号（資料2-2）又は様式第2号（資料2-3）により収集した安否情報を、安否情報省令第2条に規定する様式第3号の安否情報報告書（資料2-4）により、県に報告する。

【収集・報告すべき情報】

1 避難住民（負傷した住民も同様）	(資料2-2)
① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	
④ 男女の別	
⑤ 住所（郵便番号を含む。）	
⑥ 国籍（日本国籍を有しないものに限る。）	
⑦ その他個人を識別する情報(前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。)	
⑧ 負傷（疾病）の該当	
⑨ 負傷又は疾病の状況	
⑩ 現在の居所	
⑪ 連絡先その他必要情報	
⑫ 親族・同居者への回答（①～⑪）の希望	
⑬ 知人への回答（①⑦⑧）の希望	
⑭ ①～⑪を親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表への同意	
2 死亡した住民（上記①～⑦に加えて）	(資料2-3)
⑮ 死亡の日時、場所及び状況	
⑯ 遺体が安置されている場所	
⑰ 連絡先その他必要情報	
⑱ ①～⑦、⑮～⑰の親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表への同意	

(2) 安否情報収集のための体制整備

市は、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ、市における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等を定めるとともに、職員に対し、必要な研修・訓練を行う。また、県の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）の確認を行う。

(3) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握する。

(4) 安否情報システムの活用

市は、安否情報の収集、整理及び提供に関しては、消防庁が運用する武力攻撃事態等における安否情報の収集・提供システム（以下「安否情報システム」という。）を利用し、効率的かつ安定的な安否情報の収集及び提供に努める。

4 被災情報の収集・報告に必要な準備

(1) 情報収集・連絡体制の整備

市は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。

【資料2-5：被災情報の報告様式】

(2) 担当者の育成

市は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。

第5 研修及び訓練

市職員は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。このため、市における研修及び訓練の在り方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 研修

(1) 研修機関における研修の活用

市は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、消防大学校、市町村職員研修所、県研修所、県消防学校等の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

(2) 職員等の研修機会の確保

市は、職員に対して、国、県等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。

また、県と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、eラーニング等も活用するなど多様な方法により研修を行う。

※【国民保護ポータルサイト】

<http://www.kokuminhogo.go.jp/>

※【総務省消防庁ホームページ】

<http://www.fdma.go.jp/>

(3) 外部有識者等による研修

市は、職員等の研修の実施に当たっては、消防職員を活用するほか、県、自衛隊、海上保安庁及び警察の職員、学識経験者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。

2 訓練

(1) 市における訓練の実施

[法第42条]

市は、近隣市町、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、消防、県警察、海上保安部、自衛隊等との連携による、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、

地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。

(2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

- ① 市対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び市対策本部設置運営訓練
- ② 警報・避難の指示等の内容の通知伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練
- ③ 避難誘導訓練及び救援訓練

(3) 訓練に当たっての留意事項

- ① 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。
- ② 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、自治会及び自主防災組織などの協力を求めるとともに、特に要配慮者への的確な対応が図られるよう留意する。
- ③ 訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、市国民保護計画の見直し作業等に反映する。
- ④ 市は、自治会及び自主防災組織などと連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。
- ⑤ 市は、県と連携し、学校、病院、駅、大規模集客施設、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画及びマニュアル等に準じて警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。
- ⑥ 市は、県警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

第2章 避難及び救援に関する平素からの備え

避難及び救援に関する平素からの備えに関して必要な事項について、以下のとおり定める（通信の確保、情報収集・提供体制など既に記載しているものを除く。）。

1 避難に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の収集

市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を準備する。

【避難に関する基礎的資料】

○ 地形図、住宅地図	
○ 市の地区別人口 (地域別人口及び世帯数、外国人登録者数)	資料2-6
○ 区域内の主な道路及び定期航路一覧	
・緊急輸送道路一覧	資料2-7
・避難路一覧	資料2-8
・定期航路	資料2-9
○ 輸送力のリスト	
・トラック、バスの保有台数	資料2-10
・タクシー、霊柩車の保有台数	資料2-11
・船舶の保有数	資料2-12
○ 輸送施設のリスト	
・港湾及び漁港	資料2-13
・臨時ヘリポート	資料2-14
○ 避難施設一覧 (収容可能施設及び収容能力)	資料2-15
○ 備蓄物資一覧	資料2-16
○ 生活関連等施設等のリスト	資料2-17
(※ 避難住民の誘導に影響を与えかねない一定規模以上のもの)	
○ 関係機関(国、県、その他関係機関等)の連絡先一覧	資料1-1～1-12
○ 自主防災組織及び自治会等の連絡先等一覧	
○ 消防機関のリスト	資料2-18
・消防本部、消防署、出張所の所在等一覧	
・消防団分団詰所の所在等一覧	
・消防団団長等幹部団員連絡先一覧	
・装備資機材一覧	
○ 避難行動要支援者名簿	

(2) 隣接する市町との連携の確保

市は、市の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市町と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

(3) 避難行動要支援者への配慮

市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障がい者等自ら避難することが困難な避難行動要支援者の避難について、自然災害時への対応として作成している避難行動要支援者名簿を活用しつつ、避難行動要支援者の避難対策を講じる。

その際、避難誘導時において、防災関係部局及び福祉関係部局を中心とした横断的な「避難行動要支援者支援班」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。

※【避難行動要支援者名簿について】

武力攻撃やテロ発生時においても、避難誘導に当たっては、自然災害時と同様、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者への配慮が重要であるが、平素から、自然災害時における取組みとして行われる避難行動要支援者名簿を活用することが重要である（「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月）参照）。

避難行動要支援者名簿は、災害対策基本法第49条の10において作成を義務づけられており、避難行動要支援者の氏名や生年月日、住所、避難支援等を必要とする事由等を記載又は記録するものとされている。

また、災害発生時に避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつくため、市は避難行動要支援者の名簿情報について、地域防災計画の定めるところにより、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等の実施に携わる関係者（避難支援等関係者）に提供することが求められている。

(4) 民間事業者からの協力の確保

市は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素から、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築しておく。

(5) 学校や事業所との連携

市は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

2 避難実施要領のパターンの作成

市は、関係機関（教育委員会など市の各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁作成のマニュアルを参考に、季節の別（特に冬期間の避難方法）、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

なお、この場合には、要配慮者の避難方法について配慮する。

3 救援に関する基本的事項

(1) 県との調整

市は、県から救援の一部の事務を市において行うこととされた場合や市が県の行う救援を補助する場合にかんがみて、市の行う救援の活動内容や県との役割分担等について、自然災害時における市の活動状況等を踏まえ、あらかじめ県と調整しておく。

(2) 基礎的資料の準備等

市は、県と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組と並行して、関係機関との連携体制を確保する。

【資料2-19：関係医療機関及び救護班リスト】

【資料2-20：火葬場リスト】

4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

市は、県と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

(1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

市は、県が保有する市の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を把握する。

【資料2-10～資料2-12：輸送力のリスト】

【資料2-13、資料2-14：輸送施設のリスト】

(2) 運送経路の把握等

市は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保有する市の区域に係る運送経路の情報を把握する。

5 避難施設の指定への協力

市は、県が行う避難施設の指定に際しては、施設の収容人数、構造、保有設備等の必要な情報を提供するなど県に協力する。

市は、県と協力し、要配慮者や男女双方の視点に配慮した避難施設の運営マニュアルを整備するとともに、住民に対し、避難施設を運営管理するための知識の普及に努める。

市は、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と共有するとともに、県と連携して住民に周知する。

【資料2-15：避難施設一覧】

第3章 避難行動要支援者支援に関する平素からの備え

市は、武力攻撃事態等における避難行動要支援者の安全を確保するため、防災の仕組みを活用しつつ、地域住民や自主防災組織等の協力を得ながら、平素から、武力攻撃事態等を想定した緊急連絡体制、避難誘導等の体制の整備に努める。

1 避難行動要支援者の実態把握

市は、避難行動要支援者について、あらかじめ民生委員・児童委員等の協力を得て、自主防災組織や自治会等の範囲ごとに、その実態を把握するよう努めるものとする。

また、事前に援護を必要とする旨の申し出があった者については、避難行動要支援者名簿に必要な情報を搭載し、各所管課で管理する。なお、支援機関への情報提供に際しては、必要に応じ誓約書の提出を求めるなど、個人情報の取扱いに慎重を期するものとする。

2 緊急連絡体制の整備

市は、地域ぐるみの協力の下に避難行動要支援者ごとの情報連絡・誘導担当を配備するなど、きめ細かな緊急連絡体制を整備するものとする。

特に避難行動要支援者名簿に搭載した者に対しては、民生委員・児童委員、みまもり員、地域支援者等と連携を図り、安否確認・被害等の確認などを迅速に行える体制の整備に努める。

また、市は、自主防災組織や自治会等にも、避難行動要支援者ごとの地域支援者の配慮等、一人ひとりの避難支援プランの作成に努めるよう促すものとする。

3 避難体制の確立

市は、避難誘導の担当者をはじめ、自主防災組織など地域ぐるみの避難誘導方法等を事前に具体的に定めておくよう努めるものとする。

また、市は、避難所や避難路の指定に当たっては、地域の避難行動要支援者の実態に合わせて、利便性や安全性に十分配慮するものとする。

4 国民保護に関する啓発

市は、避難行動要支援者が武力攻撃災害等に関する知識を深めるとともに、対応能力を高めるために、避難行動要支援者の態様に合わせた啓発を図るものとする。

5 社会福祉施設等の活用

市は、県が行う避難施設の指定に際して、避難行動要支援者のための避難所として市内の社会福祉施設に関する情報を提供するなど、県に協力し、避難行動要支援者の安全確保に努める。

市は、県に協力し、社会福祉施設管理者に対し、武力攻撃災害時に施設入居者が適切な行動が取れるよう、施設の職員や入居者に、武力攻撃災害に関する啓発に努めるよう依頼する。

第4章 生活関連等施設の把握等

1 生活関連等施設の把握

市は、市内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡体制を整備する。

【施設の種類及び所管省庁表】

国民保護法施行令	各号	施設の種類	所管省庁名	県担当部局	市担当部局
第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省	—	
	2号	ガス工作物	経済産業省	—	
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省	県民環境部	上下水道部
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省	—	
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省	—	
	6号	放送用無線設備	総務省	—	
	7号	水域施設、係留施設	国土交通省	土木部	
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省	—	
	9号	ダム	国土交通省	土木部 公営企業管理局	
第28条	1号	危険物	総務省消防庁	県民環境部	消防本部
	2号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省	保健福祉部	保健福祉部
	3号	火薬類	経済産業省	県民環境部	消防本部
	4号	高圧ガス	経済産業省	県民環境部	
	5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会	県民環境部	
	6号	核原料物質	原子力規制委員会	県民環境部	
	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会	県民環境部 保健福祉部 農林水産部	
	8号	毒劇薬（薬事法）	厚生労働省 農林水産省	保健福祉部 農林水産部	保健福祉部
	9号	電気工作物内の高圧ガス	経済産業省	—	
	10号	生物剤、毒素	文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省	保健福祉部	
	11号	毒性物質	経済産業省	—	

【資料2-17：生活関連等施設等のリスト】

2 生活関連等施設の安全確保

市は、「生活関連等施設の安全確保の留意点」（平成17年8月29日付け閣副安危第364号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付け内閣参事官通知）に基づき、市の管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施の在り方について定める。

- ・施設の巡回を実施するなど、自主警戒の強化に努めること
- ・関係機関との連絡体制の強化に努めること
- ・施設の出入り管理に当たっては、身分確認に留意すること など

3 市が管理する公共施設等における警戒

市は、自らが管理する公共施設等について、特に情勢が緊迫している場合など、必要に応じ、生活関連等施設の対応を参考とした県の措置に準じた警戒等の措置を取る。

この場合において、県警察及び海上保安部等との連携を図る。

第5章 物資及び資材の備蓄、整備

市が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について、以下のとおり定める。

1 市における備蓄

(1) 防災のための備蓄との関係

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、可能であるものについては、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねる。また、必要な物資及び資材を迅速に供給できる体制を整備する。

- ・食料品（乾パン、アルファーマイ）
- ・生活必需品（毛布、日用品セット）
- ・応急医薬品等（災害用救急用品）など

【資料2-16：備蓄品一覧】

(2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、市としては、国及び県の整備の状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応する。

【国民保護措置のため特に必要な物資及び資材の例】

- ・安定ヨウ素剤
- ・天然痘ワクチン
- ・化学防護服
- ・放射線測定装置
- ・放射物質等による汚染の拡大を防止するための除染器具 など

(3) 県との連携

市は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、県と連携して対応する。

また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市町等や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

2 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等

(1) 施設及び設備の整備及び点検

市は、国民保護措置の実施を念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備し、又は点検する。

(2) ライフライン施設の機能の確保

市は、その管理する上下水道施設等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等に努める。

(3) 復旧のための各種資料の整備等

市は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備するとともに、その適切な保存及びバックアップ体制の整備に努める。

第6章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民が取るべき行動等に関する啓発の在り方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に関する啓発

(1) 啓発の方法

市は、国及び県と連携しつつ、住民に対し、広報誌、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。また、避難行動要支援者に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。その際、防災の取組を含め、功労のあった者の表彰などにより、国民保護に関する住民への浸透を図る。

(2) 防災に関する啓発との連携

市は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら住民への啓発を行う。

(3) 学校における教育

市教育委員会は、県教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、市立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

2 武力攻撃事態等において住民が取るべき行動等に関する啓発

市は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長等（市長又は消防吏員、警察官若しくは海上保安官をいう。）に対する通報義務、不審物等が発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

さらに、市は、弾道ミサイル攻撃の場合や地域においてテロが発生した場合などに住民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料（内閣官房作成の「武力攻撃やテロなどから身を守るために」など）を防災に関する行動マニュアルなどと併せて活用しながら、住民に対し周知するよう努める。

また、市は、日本赤十字社、県、消防機関などとともに、傷病者の応急手当について普及に努める（なお、「武力攻撃事態やテロから身を守るために」において応急措置等について記載している。）。